

令和5年度静岡県献血推進計画（案）について（概要）

1 位置付け

「安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律」により、毎年度、都道府県が定め、公表するよう努めることとされた法定計画である。

静岡県献血推進協議会において承認を得て、県公報等にて公表し、国へ報告する。

<根拠条文>

第10条 第5項	都道府県は、(国が定める) <u>基本方針及び(国の) 献血推進計画に基づき</u> 、採血事業者による献血の受入れが円滑に実施されるよう、毎年度、 <u>翌年度の当該都道府県における献血の推進に関する計画を定めるものとする。</u>
第10条 第6項	都道府県は、都道府県献血推進計画を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるとともに、厚生労働大臣に提出するものとする。

2 主な変更点

(1) 献血者確保目標人数の変更

- ④146,300人 → ⑤140,700人 (5,600人減)
(全国の血漿分画製剤の需要見込みが減少し、本県の原料血漿確保割当量も減少したため)

(2) 若年層対策の追加

- 献血に関心を持った献血未経験者等に献血 Web 会員サービス「ラブラッド」への登録の働きかけ
(厚生労働省「令和5年度の献血の推進に関する計画」を反映)

(3) 啓発、広報等の強化

- 若年層に対する、SNS等のソーシャルメディアの活用
(県政インターネットモニターアンケート結果等を参考にした対応)

3 計画の概要

(1) 献血により確保すべき血液量、献血者確保目標人数

令和5年度に全国で必要となる血液量

- ① 輸血用血液製剤の需要見込
- ② 血漿分画製剤用原料血漿の必要量

↓ 東海北陸ブロック7県の広域的な需給管理体制による本県への割当

令和5年度に献血により確保すべき血液量

57,456 L

↓ 必要血液量を確保するための人数を設定

令和5年度の献血者確保目標人数

140,700 人

(2) 目標量を確保するために必要な措置

- ア 新型コロナウイルス感染症を含む新興・再興感染症対策の実施
 - ・ 環境の整備
 - ・ 献血予約の推進
 - ・ 対策の周知及び協力依頼
- イ 若年層対策の実施
 - ・ 「アボちゃんサポーター」事業の実施
 - ・ 大学生等献血ボランティアの育成及び活動の支援
 - ・ 献血セミナーの推進
 - ・ 献血未実施校に対する戸別訪問の実施
 - ・ 高校生及び10歳代への2回目以降の献血協力の推進
 - ・ 小学生、中学生を対象とした対策
- ウ 幼少期の子供とその親を対象とした普及啓発対策
- エ 企業等への献血推進対策の実施
- オ 複数回献血者対策の実施
- カ 献血推進のための啓発、広報等の実施
 - ・ 広報の実施
 - ・ 献血推進活動の実施
 - ・ パンフレット等による啓発
- キ 静岡県献血推進大会の開催
- ク 静岡県献血推進協議会の開催
- ケ 職場における献血の推進
- コ 採血所の環境整備
 - ・ 献血者が安心して献血できる環境の整備
 - ・ 献血者の利便性の向上

(3) その他献血の推進に関する重要事項

- ア 市町献血担当部署との連携
- イ 献血受入れ計画の策定
- ウ 血液検査による健康管理サービスの充実
- エ 検査目的の献血の防止
- オ 献血における問診の徹底
- カ 献血者の意思を尊重した採血の実施
- キ 血液製剤の在庫水準の常時把握と不足時の的確な対応
- ク 災害時等における献血の確保
- ケ 献血推進施策の進捗状況等に関する確認と評価

<参考>

1 献血により確保すべき血液量

区分	全血献血	成分献血			合計	
		血小板	血漿	小計		
血液量	R5	35,166L	6,119L	16,171L	22,290L	57,456L
	R4	35,368L	5,483L	17,868L	23,350L	58,718L

2 献血者確保目標人数

献血の種類	R5		R4	
	血液確保目標量	献血者確保目標人数	血液確保目標量	献血者確保目標人数
200mL 献血	526L	3,500人	552L	3,600人
400mL 献血	34,640L	95,300人	34,816L	98,100人
成分献血	22,290L	41,900人	23,350L	44,600人
計	57,456L	140,700人	58,718L	146,300人